

訴 状

令和5年3月31日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 野 仁 司



同

西 本 暁



同

石 塚 陽 子



同

松 岡 泰 樹



同

伊 藤 正 篤



当事者等の表示 別紙当事者目録記載の通り

消費者契約法12条に基づく差止等請求事件

金160万円

金1万3000円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、ペットの売買契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行って
はならない。
- 2 被告は、別紙契約条項目録記載の条項が記載された書面及び電子データを廃
棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、被告が別紙契約条項目録記載の意思表示を行
うための事務を行わないことを指示せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第 2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、消費者契約法（以下、単に「法」という。）13条1項に基づく
内閣総理大臣の認定を受けた法2条4項の適格消費者団体である。
- (2) 被告は、ペットの生体（犬・猫・小動物・観賞魚）の販売等を目的とする
事業者（法2条2項）である。

被告は、1987年に創業し、1997年に法人化し、大阪府、兵庫県、
三重県、岐阜県、岡山県、東京都等のほか、神奈川県内では横浜市、相模原
市で店舗を設け、「ワンニャンハウス」という屋号でペットの生体販売等を
行っている（甲第1号証～甲第3号証）。

- 2 被告が法8条、法8条の2、若しくは法10条に規定する消費者契約の条
項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行っていること

(1) 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、ペットの売買契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項を含む売買契約書を用い（甲第4号証）、契約の申込み又は承諾の意思表示を行っている。

(2) 以下に述べるように、別紙契約条項目録記載の契約条項は、法8条、法8条の2、若しくは法10条に規定する消費者契約の条項に該当する。

ア 別紙契約条項目録「⑩」及び別紙契約条項目録「契約書末尾の記載」

これらの規定は、要するに一定の場合にのみ同価格程度の犬・猫との代替保証等を認めるほかは、契約不適合責任（改正前民法が適用される場合においては瑕疵担保責任）に基づく追完請求権、代金減額請求権、契約解除権の行使及び損害賠償請求権の行使を制限している。

このうち、追完請求権・代金減額請求権の制限については、消費者契約法10条により無効であり、契約解除権の行使を一切認めていない点については、被告の債務不履行（契約不適合）により生じた消費者の解除権を放棄させるものであって消費者契約法8条の2によって無効であり、さらに、損害賠償請求権の行使を制限する点については、被告の債務不履行（契約不適合）により消費者に生じた損害を賠償する責任を免除しており、消費者契約法8条1項1号又は2号により無効である。

イ 別紙契約条項目録「①A、B、C」

(ア) ①Aは、仮に上記⑩及び契約書末尾の記載が削除されたとしても、被告の債務不履行（契約不適合）によってペットが病死した場合について、代替保証（交換）のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると解されるので、消費者契約法8条の2によって無効である。

また、代替保証を行う期間を購入日より1年以内に制限している点は、民法566条が買主が不適合を知った時から一年以内は行使できるとしている点（売主が悪意又は重過失の場合は期間制限もないとし

ている点)に比して消費者の権利を制限する条項であって、信義則(民法1条2項)に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効である。

(イ) ①Bは、仮に上記⑩及び契約書末尾の記載が削除されたとしても、購入したペットに先天性障害があり被告に債務不履行責任(契約不適合責任)が認められる場合について、代替保証(交換)又は一定の損害賠償のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると解されるので、消費者契約法8条の2によって無効である。

また、購入したペットに先天性障害があり被告に債務不履行責任(契約不適合責任)が認められる場合の被告の損害賠償額を購入価格の50%を限度とする治療費の負担のみに制限しており、その余は被告の故意又は重過失の有無にかかわらず免除するものであると解されるので、消費者契約法8条1項2号によって無効である。

さらに、「幼少期治療が必要か判断が付きにくい生体や成長過程で判断する症状(別紙にて説明)」を保証外とする点は、そのようなケースにおける被告の損害賠償責任の全部を免除しており、消費者契約法8条1項1号により無効である。なおこの点、幼少期治療が必要か判断が付きにくい、あるいは成長過程で判断する症状であるという事情は、債務不履行(契約不適合)に当たるか否かの立証等にかかわる問題であって、被告が債務不履行責任(契約不適合責任)を負う場合に、かかる事情をもって被告の損害賠償責任の全部を免除することは許されない。

(ウ) ①Cは、購入したペットに門脈シャント、猫伝染性腹膜炎(FIP)の発病があった場合について、代替保証(交換)又は一定の損害賠償のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると解されるので、消費者契約法8条の2によって無効である。

また、購入したペットに門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があり被告に債務不履行責任（契約不適合責任）が認められる場合の被告の損害賠償額を購入価格の50%を限度とする治療費の負担のみに制限しており、その余は被告の故意又は重過失の有無にかかわらず免除するものであると解されるので、消費者契約法8条1項2号によって無効である。

ウ 別紙契約条項目録③の6、7、10

(ア) まず、以下のとおり、③の「6」「7」はいずれも消費者契約法8条1項1号により無効である。

a 「6」については、消費者側が獣医師の診断書等の提出をしなかったとしても、それはあくまで立証の問題であり、被告が債務不履行責任（契約不適合責任）を負う場合に、診断書等の提出をしないことのみをもって被告の損害賠償責任の全部を免除することは許されない。

b 「7」については、被告は債務不履行責任（契約不適合責任）を負う場合には、法律上、一定の範囲において損害賠償責任を負うのであり、診断書代金等の諸経費について、一律に被告の契約不適合責任の全部を免除することは許されない。

(イ) 次に、ペットの病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費等の損害は、いわゆる特別損害であるところ、③「10」の規定は、被告に故意又は重大な過失が認められるか否かを問わず被告の損害賠償責任を免除しており、この点で消費者契約法8条1項2号により無効である。

3 法41条に基づく書面による事前の請求について

原告は、被告に対し、令和4年4月22日付書面にて、被告が運営するワンちゃんハウスにおいて当時使用していたと思われるペット売買契約書（甲

第5号証)のうち問題のある条項に対して申入れを行い(甲第6号証)、被告から令和4年6月28日付書面にて、契約書を一部修正削除の上、今後は新しい契約書(甲第4号証)を使用していく旨の回答があった(甲第7号証)。

もともと、修正後の新しい契約書においてもなお問題のある条項が認められた。そのため、原告は、被告に対し、令和4年10月5日付書面にて、修正が不十分な契約条項について再度申入れを行ったが(甲第8号証)、被告の担当者から、「修正は前回回答したものが限界である。顧問弁護士とも相談をしたし、他の同業者の規約等と比べても、それほど問題があるとも思えない。これ以上の修正は難しい」との連絡を受けた。

そこで、原告は、令和5年3月3日、被告に対し、法41条1項に定める事項を記載した書面をもって、差止請求をした(甲第9号証)。同書面は、3月5日、被告に到達した(甲第10号証)。

4 よって、原告は、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以上

証拠方法

1. 甲第1号証 被告のホームページ
2. 甲第2号証 被告のホームページ
3. 甲第3号証 被告のホームページ
4. 甲第4号証 ペット売買契約書
5. 甲第5号証 ペット売買契約書
6. 甲第6号証 申入書
7. 甲第7号証 回答書
8. 甲第8号証 再申入書
9. 甲第9号証 消費者契約法41条1項に基づく事前請求書
10. 甲第10号証 郵便物等配達証明書

附属書類

1. 訴状副本 1通
2. 甲号証の写し 各2通
3. 訴訟委任状 1通
4. 履歴事項全部証明書 2通

当事者目録

- 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階
- 原 告 特定非営利活動法人
消費者支援かながわ
上記代表者理事長 武 井 共 夫
- 〒231-0032 横浜市中区不老町1-2-1中央第6関内ビル501
小野仁司法律事務所
- 原告訴訟代理人弁護士 小 野 仁 司
- 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館9階
市民総合法律事務所（送達場所）
- TEL 045-663-6933
FAX 045-663-6931
- 原告訴訟代理人弁護士 西 本 暁
同 伊 藤 正 篤
- 〒231-0015 横浜市中区尾上町3-35横浜第1有楽ビル4階
石塚・小平法律事務所
- 同 石 塚 陽 子
- 〒231-0014 横浜市中区常盤町1-1宮下ビル6階
横浜あゆみ法律事務所

同

松 岡 泰 樹

〒233-0002 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾676番地

被 告 ワンニャンハウス株式会社

上記代表者代表取締役 北 村 早枝子

別紙「契約条項目録」

1 ①当店では以下のA. B. Cのペット保証を行っております。

A 病死の場合

適切なワクチン接種を実施していたのにも関わらず、ご購入日より1年以内に病死した場合は同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。（ただし、獣医師の診断書が必要です。）

B 先天性障害の場合

ご購入日より3ヶ月以内に（期間制限）飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度同価格程度（原文ママ）の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

C 門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の場合

ご購入日より3ヶ月以内に門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

2 ③下記の事項につきましては保証の適用ではありません。

6. 獣医師が作成した、明らかに当店が起因となる疾病と証明した診断書ならびに治療明細書の提出がない場合

7. 診断書代金・飼育費・用品代・交通費・人件費・美容代・ワクチン代・埋葬費等の諸経費

10. 犬（猫）の病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害の賠償

3 ⑩保証が適用される以外は、お買い上げの犬（猫）の返品、交換、引き取りはいたしません。なお、保証の適用があっても、返品、返金はいたしません。

4 当店が負える責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません。

以上